

犯罪被害に遭われた方・御遺族の方へ

～愛知県犯罪被害者等転居費用助成金の御案内～

犯罪被害者やその御遺族が、犯罪被害による住居の損壊、二次被害や再被害のおそれなどにより、従前の住居に居住することが困難になったと認められる場合に、転居費用の助成を受けることができます。

①制度の概要

- 犯罪被害者やその御遺族は、犯罪行為による被害により、住居が損壊する等した場合や、犯罪被害を受けた場所が、住居またはその付近であるなど、二次被害の発生・再被害のおそれ等の事情がある場合などに、従前の住居に住み続けることができなくなり、転居することを余儀なくされることがあります。
- 転居を余儀なくされた犯罪被害者やその御遺族に対し、その原因となった犯罪行為について、被害の届出が警察に受理されている場合等に、転居の費用を助成する制度が「愛知県犯罪被害者等転居費用助成金」です。

◆ 助成対象費用

1 事案あたり上限 20 万円（消費税及び地方消費税を含む）

- ・ 運送に要した費用
 - ・ 荷造り等のサービス（運送事業者等が行ったものに限る）に要した費用
 - ・ 転居後の住居への入居の際に要した敷金、礼金、仲介手数料等
- ※このほか、犯罪被害により汚損した住居の退去に伴うクリーニング費用等が対象となる可能性がございます。個別にご相談ください。



②対象となる犯罪被害

日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命、身体又は自由を害する罪に当たる行為のうち、以下のもの

- ・ 殺人、強盗致死傷、性犯罪（刑法に規定する身体に対する侵害を内容とする性犯罪に限る。）及びこれらの犯罪の未遂
- ・ 逮捕・監禁、略取・誘拐、傷害致死又は全治 1 か月以上の傷害
- ・ そのほか助成金の交付が特に必要であると知事が認める犯罪行為（令和 5 年 4 月 1 日以降に発生した犯罪被害に限ります。）

③対象となる方

当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、県内に住所を有する犯罪被害者又は御遺族のうち、以下のいずれかに該当する方

- ・ 犯罪行為による被害により、住居が滅失又は著しく損壊したために従前の住居に居住することができなくなった方
- ・ 犯罪による被害を受けた場所が、住居又はその付近であるなど、二次被害の発生、再被害のおそれその他の事情により、精神的に従前の住居に居住し続けることが困難になった方

④対象とならない場合

- ・同一の犯罪被害における転居の費用について、他の公的な機関の同様の制度により支援を受けている場合
- ・同一の犯罪被害における転居の費用について、民間の事業者による保険の適用を受けている場合
- ・犯罪被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者にも、その責めに帰すべき行為があった場合
- ・犯罪被害者等が暴力団、暴力団員のほか、暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等密接な関係を有する者であった場合
- ・犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して助成金を交付することが社会通念上適切でないと認められる場合 など

⑤申請に必要な書類

- ・愛知県犯罪被害者等転居費用助成金交付申請書
 - ・転居に際して運送事業者が作成した内訳書及び領収書
 - ・従前の住居及び転居後の住居それぞれの住所を示す書類（住民票の写し等） 等
- ※ 申請様式及び申請に必要な添付書類について、詳しくは愛知県のホームページをご確認ください。

⑥交付決定の取消・助成金の返還

- ・交付決定後、交付対象とならないことが判明したとき、偽りその他不正の手段によって交付決定を受けたと認めたときは、交付決定を取り消すことがあります。
- ・交付決定が取り消された場合、既に助成金が交付されていたときは、返還しなければなりません。

◆ 制度の利用を希望する場合

制度の対象となるかについて、事前に愛知県犯罪被害者等のための総合的対応窓口にお問い合せください。

<申請窓口>

愛知県犯罪被害者等のための総合的対応窓口
(愛知県防災安全局県民安全課内)

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

TEL 052-954-7545

※午前9時から午後5時15分まで

月～金（祝休日・年末年始は除く）



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギョっとちゃん」